

○財務省告示第二百七十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年九月十二日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

國務大臣 石田 真敏

一	二	三	四
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適用等	発行方法
利付国庫債券（三十年）（第五十九回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行と同時に行われる入札と、財務大臣が各国債市場において、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札の募入の決定を、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとの応募限度額を定めるもの

五

募方

イ  
入札発競争  
価格競争  
決定の

ロ

各当ても各  
国ての申  
債るか込  
市場。らみ  
特別そのう  
参加者ごと  
のの  
応

六

イ  
発

入札発競争  
価格競争  
争額

う額  
ち、金額  
七、特別  
条第一會  
計に關す  
る法律第  
四十七條  
の規定に  
基き

ロ

者特国  
・別債  
第参市  
I加場

た条特五  
利第一會  
付一計  
国項に  
債の規  
に規定  
する  
法律第  
四十七  
條の  
規定に  
基き  
發行  
した  
金額

發別に  
行参よ  
「加る  
と者發  
いう・行  
。II以  
下「  
格国  
競市  
争場  
入札特

十 イ	十 一	九							八							七						
イ	一	振							最							払						
価	発	替							低							込						
格	行	単							額							金						
競	行	位							面							額						
争	行								金							額						
格	日								金							額						
額	平	す	額	の	振	五		円	九		円	千	五		で	た	条	特			で	
面	成	る	の	記	替	万		九		百	百	千	五		九	利	第	別			千	
金	三	。	整	載	法	円		四		十	六	五		百	付	一	會			二		
額	十		数	又	の			四		十	十	百		七	国	項	計			百		
百	年		倍	は	規			億		四	四	九		十	債	の	に			億		
円	九		の	記	定			八		億	億	十		七	に	規	関			千		
に	月		金	録	に			千		五	三	八		億	っ	定	す			百		
つ	十		額	は	よ			五		百	千	八		十	い	る	る			四		
き	二		に	、	る			六		十	八	百		八	て	振	振			億		
九	日		よ	最	替			十		七	百	八		十	、	口	替			四		
十			る	低	口			七		十	八	十		四	額	座	座			十		
六			も	額	簿			万		七	四	万		萬	面	簿	簿			七		
円			の	面											金							
七			と	金											額							

ロ

十三二

入札発行  
国債市場  
特別参加  
者・第I  
非格競  
争入札  
行及び  
債市場  
別参加  
者・第II  
格競  
入札  
発行  
利率  
の経過  
払込み

十四

初期  
利子

十銭以上のそれぞれの応募価格  
十一銭額百円につき九十六円七  
年〇・七パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に加えて、次の算式によ  
り算出した金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{84}{365}$$

十五

第二期  
利子

平成三十年十二月二十日を  
平成一十年十二月二十日を  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 者 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 金 期 期  
額 額 額 額 限

平 財 日 額 平  
成 務 本 面 成  
三 大 銀 金 六  
十 臣 行 額 十  
年 か 百 年  
九 通 円 六  
月 知 につ 月  
十 受 百 二  
二 け 百 十  
日 け 円 日

者